

オンライン「とやまで農林水産業」就業推進事業 就業PR動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

県外在住者等に対し、農林水産業の就業地としての富山県の魅力を訴求し、富山県での就業の推進を図るためのプロモーション動画を制作するもの。

2 委託業務の概要等

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託業務名称 | 就業PR動画制作業務 |
| (2) 業務内容 | 就業PR動画制作業務に係る仕様書（別紙1）のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和3年3月19日まで |
| (4) 委託料の上限 | 3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。 |
| (5) 発注者 | 公益社団法人富山県農林水産公社理事長 |

3 参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第145号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(9) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

- ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、参加申込書（様式1）を令和2年10月16日（金）午後5時まで（必着）に電子メール又はFAXにて提出してください。なお、必ず電話にて受理確認を行ってください。

事情により参加を辞退する場合は、令和2年10月23日（金）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 質問

本プロポーザルに関する質問は、令和2年10月12日（月）午後5時まで（必着）受け付けます。質問は質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXにより送付するものとし、電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和2年10月19日（月）までに全ての企画提案参加者に電子メールで回答します。

なお、評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問については受け付けません。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加申込書を提出した者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 提出資料

提案は参加者1社につき1案とし、次に掲げる書類一式及びサンプルデータを提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

① 企画提案書（A4版、様式任意）：6部

仕様書（別紙1）の内容を参照の上、次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に記載すること。

- ア 委託業務に係る考え方
- イ 業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュール等）
- ウ コンセプト、制作手法、構成案等
- エ そのほか新たな提案に関すること

② 委託業務実施体制（様式任意）：6部

- ア 会社の業務概要
- イ 委託業務を実施するための社内外の実施体制及び配置担当者等

③ 業務実績（様式3）：6部

官公庁及び民間等の類似業務の受託実績を記載し、その概要が分かる資料を添付すること。

④ 概算見積書（様式任意）：6部

本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、積算の内訳がわかるように記載すること。

⑤ サンプルデータ：1式

今回の委託業務を実施するための体制又はそれに近い体制（少なくとも映像制作責任者が今回の体制と同じであるもの）で過去に制作した映像作品を、サンプルとしてデータで1点以上提出すること（作品のテーマは不問とし、富山県内の映像に限らない。）。なお、映像作品は5分以内のものとし、DVDディスクに収録して提出すること。

- (2) 提出場所 〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号（富山県森林水産会館6階）
公益社団法人富山県農林水産公社 農業部 農業担い手育成課
- (3) 提出期限 令和2年10月23日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法 郵送又は持参

6 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容とサンプルデータを総合的に審査し、事業の実施に適切な者を委託候補者として採用します。なお、プレゼンテーションは実施しませんが、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

また、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 評価基準

就業PR動画制作業務に係る公募型プロポーザル評価項目（別紙2）のとおりとします。

(3) 結果通知

審査結果は、採用の有無に関わらず、後日書面で通知します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申立てはできません。

(4) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とします。

- ① 所定の日時、場所に提出しなかった場合
- ② プロポーザルに関する条件、事項に違反した場合

7 契約

採用者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

なお、契約相手方が必要な契約条件に合致しない時には、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

8 その他

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。なお、提出いただいた企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (3) 業務委託により作成した成果品及びそれに係る著作権は、公益社団法人富山県農林水産公社に帰属するものとします。

- (4) 受託者は、受託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

9 今後のスケジュール

内 容	期 限
質問書提出	令和2年10月12日（月）午後5時まで
プロポーザル参加申込み	令和2年10月16日（金）午後5時まで
参加辞退届提出	令和2年10月23日（金）午後5時まで
企画提案書等提出	令和2年10月23日（金）午後5時まで
審査結果通知、契約締結	令和2年11月中旬（予定）

10 提出・問合せ先

〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号（富山県森林水産会館6階）

公益社団法人富山県農林水産公社 農業部 農業担い手育成課

TEL：076-441-7396 / FAX：076-444-3851

E-mail：nou6@taff.or.jp